

令和4年度伊予市緊急地域雇用維持助成金支給要綱

令和4年6月3日
伊予市告示第119号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業により労働者の雇用の維持を図ろうとする事業主に対し、市が予算の範囲内において令和4年度伊予市緊急地域雇用維持助成金(以下「助成金」という。)を支給することに関し、伊予市補助金等交付規則(令和3年伊予市規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 助成金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人にあっては市内に居住する者、法人にあっては市内に主たる事業所を有する者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第102条の2の規定による雇用調整助成金又は職発0310第2号の規定による緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)の支給決定を愛媛労働局から受けていること。
- (3) 令和4年1月1日以降に雇用調整助成金等の支給決定通知を受け、支給率が10分の9であること。
- (4) 市税を完納していること。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、雇用調整助成金等(伊予市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給要綱(令和2年伊予市告示第84号)の規定により助成金の給付を受けた雇用調整助成金等を除く。)に係る国の支給

決定金額の18分の1の額とし、1事業所当たり100万円を限度とする。

(助成金の支給申請)

第4条 規則第5条第1項に規定する申請は様式第1号に關係書類を添えて行うものとする。

(助成金の支給決定)

第5条 規則第6条第3項に規定する通知は、様式第3号により行うものとする。

(助成金の請求)

第6条 規則第15条第2項に規定する請求は、様式第4号により行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年6月3日から施行する。

(伊予市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給要綱の廃止)

2 伊予市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給要綱(令和2年伊予市告示第84号)は、廃止する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

伊予市長 様

所在地
事業所名
代表者氏名
(担当者名 TEL)

令和4年度伊予市緊急地域雇用維持助成金支給申請書

令和4年度伊予市緊急地域雇用維持助成金の支給を受けたいので、下記のとおり助成金の支給を申請します。

記

支給申請額 円

- 添付資料
- (1) 令和4年度伊予市緊急地域雇用維持助成金算定書（様式第2号）
 - (2) 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
 - (3) 雇用調整助成金等に係る国への提出書類の写し
 - (4) 個人にあっては本人確認書類、法人にあっては履歴事項全部証明書（過去3か月以内に取得したもの）
 - (5) 市税完納証明書
 - (6) その他市長が必要と認める書類

注 上記(4)及び(5)は、初回申請時のみ提出

様式第2号（第4条関係）

令和4年度伊予市緊急地域雇用維持助成金算定書

（雇用調整助成金）

国の決定日	対象期間	国の決定額（A）	$A \times 1 / 18$ （1円未満切り捨て）
合 計			①

（緊急雇用安定助成金）

国の決定日	対象期間	国の決定額（A）	$A \times 1 / 18$ （1円未満切り捨て）
合 計			②

(5) 既に伊予市から支給を受けた助成金額の合計（初回申請の場合は0円）

_____ 円・・・③

(6) 支給限度額の算定（100万円－③の額）

_____ 円・・・④

(7) 支給申請額（①と②の合計額と、④を比較していずれか少ない方の額）

_____ 円

（助成金支給申請書（様式第1号）に記入する額）

様

伊予市長



令和4年度伊予市緊急地域雇用維持助成金支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和4年度伊予市緊急地域雇用維持助成金について、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

支給決定額 円
交付予定年月日 年 月 日

2 支給条件

- (1) 市長は、必要があると認めるときは、支給決定者に対して検査を行い、又は報告を求めることがあること。
- (2) 伊予市補助金等交付規則（令和3年伊予市規則第9号）及び令和4年度伊予市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給要綱（令和 年伊予市告示第 号）に従わなければならないこと。これらの規定に違反したときは、支給決定を取り消し、既に支給した助成金の返還を求める場合があること。
- (3) 助成金の支給決定者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、助成金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならないこと。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

伊予市長 様

所在地
事業所名
代表者氏名
(担当者名 TEL)

令和4年度伊予市緊急地域雇用維持助成金支給請求書

年 月 日付け伊予市指令第 号で支給決定のあった助成金について、下記のとおり請求します。

記

請求額	円	
振込先	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

※口座名義人は、申請者と同一であること。